

平成29年9月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

平成29年10月2日(月)

[委員会の概要]

杉本委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】 なし

木下保健福祉部長

理事者において、説明及び報告すべき事項はございません。よろしく願いいたします。

杉本委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

達田委員

一点、お伺いをいたします。知事が所信の説明の中でも、アクティブ高齢者の活躍ということを言われました。子育てとか、介護の現場で、アクティブシニアの方に働いていただくというようなことで、11月からそういう制度も準備をして、そして介護施設では県内12施設を指定したということで、説明されましたけれども、まず一点目は、アクティブシニアというその定義ですね、どういう人のことを指してるのか、まずお尋ねをしたいと思います。それから12施設というのは、もう決まっておりましたら、どこなのか、そしてその業務の中身というのが検討されてきたと思うんですけども、子育て、あるいは介護につきまして、どういう仕事をされるということなのか、その点お尋ねをしておきます。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

達田委員さんから、介護助手制度についての御質問を頂きました。まず、アクティブシニアの定義という御質問であったと思いますけれども、介護助手を担っていただく方の対象としましては、おおむね60歳以上の方ということで、ただ、50代の方でも可能というふうなことにさせていただいております。それから、12施設が決まっているかということだったと思いますけれども、12施設の内訳としましては、特別養護老人ホームが7施設、介護老人保健施設が5施設、合わせて12施設となっております。

介護助手の方に担っていただく業務の内容につきましてですけども、介護助手の方につきましては、それまで現役の介護職員の方が担ってこられた業務を切り分けまして、部屋の掃除や食事の片付け、利用者の話し相手など身体的な負担が少ない介護の補助的な周辺

業務を担っていただくこととしております。

達田委員

こういうお仕事をしていただく以上は、健康で働く意欲のある方ということですね。お仕事をし、時給でいくわけですか、給与とかはどのようなふうな体系になっているのでしょうか。それと、12施設、特養等ですね、その施設の地域ですね、どこに何件というようなことなのでしょう。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

介護助手の方の勤務条件につきましてですけれども、時給を850円で県下統一させていただいております。勤務時間につきましては、おおむね週16時間程度の短時間勤務を予定しております。

特養・老健の地域割ですけれども、東部・南部・西部の地域バランスを考えておまして、特別養護老人ホームにつきましては、徳島市で3施設、阿波市で1施設、三好市で1施設、阿南市で1施設、牟岐町で1施設、老健につきましては、徳島市で2施設、石井町で1施設、三好市で1施設、阿南市で1施設となっております。

達田委員

この施設の選定は、何か条件があつてされているのですか、それとも申込みをして手を挙げた所がなっているのでしょうか。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

施設の選定方法につきましてですけれども、昨年度からそれぞれ関係団体、徳島県老人福祉施設協議会、徳島県老人保健施設協議会と協議をさせていただきまして、本年5月に施設向けの事業説明会を開催し、その後、応募期間を設定しまして、御応募いただいた35施設、内訳としましては、特養が21施設、老健が14施設の中から、先ほどの12施設を選定したところですが、選定に当たり、本事業につきましては、県社会福祉協議会に県のほうから委託をしておりますので、先ほどの2団体の推薦を頂きながら、県社協のほうで決定をさせていただいたということになっております。

達田委員

時給850円ということなんですけれども、こういうことで、働いていただきますと、何かその施設にとって有利なことがあるのか、それから、850円の時給の財源ですね、今どこが何割負担というようなことになっているのでしょうか。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

協力を頂いた12施設に対するメリットということだったと思いますけれども、まずは、時給850円で、11月から1月までの3か月間雇用していただくこととしておりますので、その間の人件費、その3分の2相当を、OJT、雇用していただいた上で介護助手を育てていただいている研修経費という形で、3分の2相当を助成することとしております。一

人当たりですと、上限で10万8,800円、計算式としましては、時給850円掛ける1日4時間掛ける16日、これの3か月に3分の2を乗じますと、先ほどの10万8,800円になりますので、これを研修経費として助成をします。それと、その他実費相当になりますけれども、施設で就業希望者の方に対する事前の説明会を開催していただきますので、その開催に係る実費相当額、上限としては5万円ですけれども、その中の実費相当額、さらに、介護助手の方に使っていただく業務マニュアル等、各種資料の作成経費、こちらにつきましても、上限10万円としまして、実費相当額を助成します。さらに、この御協力いただきました12施設につきましても、それぞれ施設側から希望があった場合についてのみですけれども、介護ロボットの導入経費、係る経費の2分の1を補助しまして、こちらのほうは上限50万円、ですから、100万円の機器を買った場合に、2分の1補助で50万円まで補助ができるということになっております。

達田委員

施設そのものにいろいろメリットも付けているということなんですね。これまで本会議等で、委員会でも取り上げられてきたと思うのですが、介護現場で人が足りない、若い方が入っても、本当になかなか長く続かないということで、介護現場での人手不足というのが非常に深刻だということで、給与体系等、労働条件をもっと見直すようにというようなことが、要望も出されているわけです。アクティブシニアの方に頑張ってもらっていただけたら、非常に助かるなというところからきていると思うんですけども、3か月して、その後はどうなるのでしょうか。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

先ほどの11月から1月までの3か月間の雇用、そしてその現場訓練、OJT研修をお願いしている3か月が経過した後についての御質問ですけれども、それにつきましては、県の事業を離れますので、介護助手としてお勤めになったシニアの方と施設側との話し合いによって、継続雇用するかどうかについては、決定していただくということですが、県としましては、アクティブシニアの方の活躍の場を作っていただきたいということで、継続雇用をできる限りお願いしたいというふうに考えております。

達田委員

そうしますと、3か月经ちましたら、直接、施設と話合いの下で、働き続けるかどうかということなんですよ。そして給与等も、いろいろメリットはあったのだけれども、もうなくなってしまふということですよ。ですから、仕事をずっと続けたいと思われる方もいらっしゃると思うんですけども、また施設のほうもこういう形態でなら続けてもらいたいなという所もあるかと思うんですけども、全くメリットがなくなると、本当に継続できるのかどうかというのが非常に心配もあるわけです。その点は何か手立てをされるのでしょうか。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

継続雇用ができるための何か手立てがないのかという御質問だったと思いますけれども、

県として、役所として、こういう事業をする以上、モデル的に、呼び水的にするべきであると考えておりますので、継続して人件費又は研修経費相当の額を補助していくということは難しいというふうに考えております。ただ、実際、各関係団体さんとか施設長さんとお話をしていく中で、なかなか介護人材の確保が難しくなっていると、さらに今後、国の各種報告資料等見ましても、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、今後生産年齢人口がますます減っていきまして、本県におきましては、2025年には2015年との比較で、生産年齢人口が約5万7,000人減少するというデータもありますし、平成27年に厚生労働省が公表しました介護人材の需給推計におきましては、本県で1,282人の人材不足が見込まれているというようなことで、県の補助がなくても、こういった形で高齢者の方を新しい働き手として活用していくしか、施設側にも方法がないと、そういうことで、そういうことが間に迫ってますので、それについての呼び水的な施策でやらせていただいているということになります。

達田委員

アクティブと言いましても、やっぱり60歳過ぎてきますと、いろいろ身体の不調とかも出てきますので、いつまでも元気で働けるというなかなかその保証がないと思うんです。ですから、本当に働きやすい職場で、高齢であっても元気な方が働き続けられる、そういう環境を整えていくということは非常に大事なことだとは思いますが、3か月やってみて、あとちょっとね、今の御答弁では、大丈夫かなという心配も出てくると思います。

この中で、介護助手で、専門的な知識を必要としない介護周辺の業務ということであっても、介護現場で働く以上は介護の知識が十分研修されるという条件が必要ではないかと思うんですね。専門的な知識を必要とする業務と、専門的な知識を必要としない介護周辺業務とに分かれて、お仕事をするわけですが、同じ施設の中で仕事している以上やっぱり同じような知識を持って、高度な専門知識とまではいきませんが、やっぱりある程度の知識というのが必要であると思うんです。そういう研修といいますのは、どういうところで、どういう状況でやっておられるのでしょうか。

廣瀬いきがい・とくしま回帰担当室長

介護助手で介護の周辺業務を担うといっても、一定程度の研修が必要であるというお話ですが、もともとこういう介護の現場に携わっていない方について、新たに働き手、担い手となっていただくということで、あまりに敷居が高すぎますと、こういう高齢者の方々が現場に入ってもらえないということで、3か月間の業務に従事しながら、施設側のほうでいろいろと指導をしていただく。そのために通常求められている人員基準の外で、この3か月間は3分の2ですけども県の助成を受けながら人手を確保できるということなので、その間につきましてはプラスアルファの人材が職場にやってくるということで、3か月間指導を十分行っただけというふうに考えております。

達田委員

それとですね、もう一点は、この地域包括ケアシステムの姿ということで、絵が描かれ

ているんです。医療・介護・生活支援・介護予防ということで、それと住まいというようなことで絵が描かれておりますけれども、この中で生活支援・介護予防というところで老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO等ということで書かれているわけなんですけれども、老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO等の団体が、生活支援や介護予防に、どのように関わっていかれるのか、その点、具体的に教えていただけたらと思います。

山上長寿いきがい課長

達田委員から、この9月補正予算を計上いたしました時のポンチ絵についての御質問を頂いたかと思えます。このポンチ絵につきましては、年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくことができるように、医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供いたします地域包括ケアシステム、この姿をポンチ絵で表したものでございます。なお、このポンチ絵につきましては厚生労働省が作成したポンチ絵と基本的に同様の形で作成をしております。

先ほど、老人クラブ等についての活動状況ということでの御質問でございましたけれども、それぞれ市町村で取組をされているところでございますけれども、例えば、老人クラブにおきましては、地域における介護予防リーダーの養成であったり、ひとり暮らし高齢者への訪問活動、また、介護予防のための介護予防教室とか体操教室などの各種研修や教養講座の開催を実施していただいているところでありまして、また、自治体単位についても同様の形で開催をいただいているところでございます。

また、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加しておりまして、介護保険のサービスとまではいきませんが、日常のちょっとした支援が必要であると、そういった方については、NPO法人でありますとか、ボランティアによります家事や買い物の代行や外出の支援、あるいは有償によります運送事業、食事の配食サービス、こういったものが、それぞれ地域の実状に応じて取り組まれているところでございます。

達田委員

地域では公民館等を使って、老人クラブとかいろいろな組織が、体操教室を行ったり、いろいろな健康への取組というのを確かにやっけていただいております。それは、大変有り難い取組ですし、また、御近所の方が積極的に参加をされている姿も見られます。しかし、そもそもこういうのが始まったきっかけといいますのが、やっぱり介護制度そのものの切捨てが行われて、要支援1・2の方が、介護から卒業してくださいよということで、なかなか専門的なサービスが受けられないということになってしまい、そしてまた、要介護1・2の方が施設にはもう入れませんよと、在宅でお願いします、ということになってきているわけですね。

本当に医療とか介護とか障がい者福祉とかいろいろありますけれども、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという憲法に基づいてされているこの福祉政策というのが、どんどん削られていいのかという思いがあるわけです。ですから、住民同士の助け合い、これも大事なのですが、住民同士の助け合いだけでは、なかなか満たされないという部分があると思います。専門家でない方が見てて本当に専門的な介護とか医療とかが必要な場合もなかなか見分けられない。そういう心配もあるわけなんですよね。今まで

は、専門家の方が見て、ただ見ているだけじゃなくて、やっぱり専門的な見地で見えていますので、この方はどっか悪いのではないかと、発見もしていただいた。そしてまた、リハビリなんかもこういう方法でしたらいいのではないかとというようなアドバイスもしていただいた。それが、本当に資格のない住民同士の助け合いだけで、やっていけるのかと、そういう心配がございます。

そこでお尋ねしますけれども、介護認定をされていたのですけれども、介護卒業ですよというようなやり方、そういう方向に進んでいっているというのは、少なくとも、元に戻して要支援1・2の方も、元のサービスが受けられるというような方向に持っていくべきじゃないかと私はそう思うんですけれども、このことについての御認識を伺っておきたいと思っております。

山上長寿いきがい課長

今回の法律の改正によりまして、平成29年4月から、多様なサービスが受けられるようにということで、地域支援事業が市町村でそれぞれ実施されることになったところがございますけれども、この法律の趣旨としましては、比較的自立度の高い生活が維持できている方について、一定の研修を受講した地域住民などの生活援助、これを実施して、多様なサービスを提供することが可能になって、地域の支え合い体制づくりの強化を目指しているというところでございます。

また、委員がおっしゃられたような形で、今まで要介護を受けられていた方が、要支援になったというようなこともあるかと思うんですけれども、それでも要介護認定を希望されるという方については、これまでどおり認定申請というのもできるという仕組みになっているところがございます。そうした形で介護が必要な方については、適切に介護のサービスを提供してまいりたい、このように考えております。

達田委員

私も以前、本会議でお伺いした時にサービスに変わりはありません、というようなお答えを頂いたんですよね。サービスそのものは変わらないかもしれないですけども、事業所に対する報酬、介護報酬が非常に引き下げられるんじゃないかという心配もございました。

県下で訪問介護をされている所の、緩和型とかいろいろありますよね。住民主体型とか緩和型とか施設があると思うんですけれども、そういう施設ごとに介護報酬が以前と変わっていないのかどうか、調査をされているんでしょうか。

山上長寿いきがい課長

介護報酬についての御質問でございますけれども、まず介護保険によりまして実施されている分につきましては、当然、介護保険ということでございますので、全国一律に実施がなされているところでございます。委員がおっしゃっているところにつきましては、おそらく地域支援事業ということで介護予防などに関して、これまで、サービスが提供された部分ということでございますけれども、基本的に、各市町村でということでございますけれども、ほとんど基本的に事業所単位での分というのは、大きく変わりはないかと思

ます。ただ、それに加えて先ほども申しあげましたように研修を受けられたボランティアの方もサービスを提供するようになったと、その点が大きな制度の違いであると考えております。

達田委員

市町村移行の分で、やっぱり、報酬が下がるんじゃないかと施設の方も心配されておりましたけれども、経営ですね、苦心をしているというようなお話も伺ってまいりました。県としては、本当に変わらないのかどうか、そういうことをきちんと把握をする必要があるんじゃないかと思うんですね。もし、変わりがあるのであれば、何か対策を立てていくべきだと思うんですけども、何か調査をするような計画とかございますか。

山上長寿いきがい課長

各市町村におきまして、先ほど申しあげましたように、地域支援事業がなされておるところでございますけれども、制度の仕組み上、それぞれの保険者である市町村が独自に対応することができるという制度になっているところでございます。ただ、先ほども申しあげましたように、実際の運用に関しては、大きな変更はないというふうに聞いているところでございます。現時点で特段、調査をする予定はございません。

しかしながら先ほども申しあげましたように、今回の制度の大きな趣旨というのは、これまでやっておりました制度に加えて、追加で新たに必要なサービスが、ボランティアなりでのサービスが提供できるようになったというようなどころだと認識しておるところでございます。

達田委員

経営が大変ということで、やっぱり今までどおりのサービスもしていきたいと、やまやまなんだけども、それをするためには、ヘルパーさんの賃金を下げるとか、どこかでしわ寄せがいくというようなことでは困りますので、やっぱり、制度が大幅に変わった以上は、変わってどうなっているのかというのをきちんと把握するということはとても大事なことだと思いますので、是非、その調査ができるようにしていただきたいと、まず、要望しておきたいと思います。

それから、介護報酬改定というのがございます。自立支援の成果に応じて報酬を加算しますよというようなことが、次、やられるということなんですけれども、そうしますと自立してくださいよと自立を促されるということで、介護サービスからの卒業ということをますます、まだちょっと無理かなあと思うようなところまで自立させられていくのではないかと、非常に心配なんです。こういうふうなやり方というのが本当にいいのかなと私は思うんですが、県の考え方はいかがでしょうか。

山上長寿いきがい課長

現在、国の中で、インセンティブということで、できるだけ自立ができた事業所については、介護報酬を高くしようということが今、検討をされているということでございます。おそらくその点に関しての御質問ということかと思っております。ただ、この分につきましては、

今現在、正しく国の介護報酬を検討しているところでございますので、まだ具体的にどういった形になるかというのは見えていないところではございますけれども、ただ必要なサービスについては、適切にサービスを受けていただく必要があるということはもちろんですけれども、一方、介護保険の主旨といたしまして、できるだけ自分の力で住み慣れた地域で暮らしていくことができるというのが一つの大きな目標でございますので、そのあたり今後、介護報酬がどういった形で、自立ということを見ていくのかについては、しっかり、県としても見極めてまいりたいと考えております。

達田委員

介護の問題につきましては、高齢者の割合が増えていくということで、本当にアクティブシニアと呼ばれるような元気な高齢者で、まだまだ働けるんです、というような方ばかりであれば、何の問題もないんですけれども、元気じゃない、介護が必要というような方も増えていくということが考えられます。そこで、必要な介護あるいは医療の切り捨てが行われずに、ちゃんと受けられるというような体制が整っていくということがとても大事だと思いますので、まず一つはアクティブシニアに頼るということのももちろん大事なんですけれども、大元である、若い人たちの雇用をちゃんと守って、そして辞めざるを得ないという状況をなくしていく、職場に定着をして、若い人たちが夢をもって働けるというような、そういう職場環境を整えていく、介護現場にそれが一番必要だと思いますので、その点もうちょっと考えていただいて、そしてアクティブなシニアもお仕事を共にすると、そういう状況になるように、是非県としてもいろいろな検討をしていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

岡委員

一点だけお伺いしたいと思います。6月の今委員会で原井委員さんから行動計画と待機児童の解消についてというような趣旨で質問があったと思います。その後の進捗とどのような考え方で今後待機児童0というものを目指していくのか、ということについて御説明いただきたいと思います。

中川次世代育成・青少年課長

今、岡委員から行動計画の進捗というか、待機児童に向けてどのように取り組んでいくのかという御質問でございます。待機児童解消というのは今、国のほうでも働く女性を増やしていくということで、大変重要な問題であると考えております。そういったことで行動計画の中には様々な施策を位置付けて、それぞれに推進をしているところでございます。特に待機児童の解消に向けて、我々としてはまず必要な人が必要な施設を利用できるということが重要であると考えております。

さきの委員会で岡委員からも待機児童解消に向けてどう取り組んでいくのかというようなお話も頂戴いたしまして、実際に待機児童の多い市町村を私のほうも回っていろいろな状況を聞き取りをしてまいりました。状況をいろいろ聞き取る中で、地域ごとあるいは年齢ごとにそれぞれ定員とかがございまして、その辺の利用調整というのがなかなかうまく進んでないような面も見受けられるという状況も確認してまいりました。そういったこと

から基本的には利用調整については、市町村が実施することとはなっているわけですが、県もそういった利用調整に何らかの協力ができるのではないかとというようなことで、丁寧な利用調整により必要な人が必要な場所でサービスを受けられるようにという方向で現在、また今後4月1日に向けて取り組んでまいりたいとこのように考えているところでございます。

岡委員

当然、前回の委員会で私も発言しましたが、どこに問題があるかというのは大体分かっているだろうという話をしたと思います。それが見えているにも関わらず、なぜそこに対して対策ができないのかということ非常に疑問に思います。今聞きますと、県のほうもしっかりと市町村と協議をしながら協力する体制を取っていくということなので、それは実際進めていただきたいということと、あと原井委員さんが質問された中で、言葉の行き違いだとは思いますが、行動計画の計画内容が達成できたからといって待機児童が0になるわけではないという趣旨の発言があったと思います。そこについて、もうちょっと詳しく御説明いただいてもいいですか。

中川次世代育成・青少年課長

行動計画の様々な施策を実施しても、待機児童の解消にはつながらないという説明をしたというような御指摘を頂戴したのかと思います。これについては私のほうの説明が十分でなかったかと思います。待機児童の解消というのが先ほども申し上げましたとおり、大変重要な課題であるということは認識しております。ただ、行動計画に位置付けている施策を推進していくことが直接待機児童解消につながることはないというようなことのお話をさせていただいたのですが、最終的には様々な施策を丁寧に実施する事で待機児童の解消を目指していくことになるわけですが、ピンポイントの話で申し上げますと、先ほどの説明の繰り返しということにもなるかと思いますが、やはり利用調整をうまくやっていくという事がまず最大の課題といたしますか、必要なことであるというふうに考えているところでございます。ただそれをやる以外にも、例えば保育人材を確保するとか、様々な関連する施策も十分にやっていく中で最終的には待機児童0を目指していくということになるのかなと考えているところでございます。

岡委員

今の説明でも正直言ってよく分からないところがあるんですけども、だったら行動計画って何なんだという話になるんですけども、これを達成したところで待機児童が減るわけではない、他の施策と連動しながらと、当然のことなんでしょうけれども、だったらそれだって行動計画に入れないといけないのではないのかということですよ。何のために行動計画を立てるのか、その問題が問題点として認識されて、それを解決するために施策が打たれて、それを行動計画にまとめて数値を入れたりとか数値目標を立てて、それを達成していったら目標を達成できるような方向へ進んでいくというのは当たり前の話ではないですか。それが言葉の行き違いではないのかなと思って聞いたんですけども、今のお話だったらちょっと違うのかなと、やっぱり行動計画は達成しても、その部分を達成しても

全然解消するかどうか分からないというような話に聞こえるんですけども、そういう認識でいいのだったらいいですけども、だったら行動計画自体を全体を見直すか、こんな数値は入れてもしょうがないと言うのだったら、行動計画自体の必要性というものが疑問視されると思うのですが、もう一度お答えいただけますか。

中川次世代育成・青少年課長

行動計画についての御質問ですけども、要は待機児童0というのも達成を図る一つの指標ということで、あるいは保育人材の話も先ほどさせていただきましたが、様々な指標を設定をいたしまして行動計画を進めているところでございまして、結局その行動計画の最終的な目標というのは、皆様に徳島で子育てをしていただくために快適な環境を整えていくということであり、その目標の数値目標ということで様々な目標値を設定しているところでございます。総合的に施策を展開して数値目標の達成に向けて努力を積み上げていくことによりまして、徳島で子育てをしていただくのにより良い子育て環境を整えてまいりたいと、こういうことで行動計画を進めているというところでございます。

岡委員

だから、子育て環境の充実というのは保育所に入れたいとか、子供を預けて働きに出ないといけない人がちゃんと子供を安心して預けられてということ達成することですよ。だから待機児童0というのも、一つの徳島の子育て環境を充実させていくための大きな目標でありますよね。それを掲げて、それに対する数値目標みたいなものを作って行動計画の中に入れて、これ達成しても0になるかどうか分かりませんと言うのだったら、どんな数字なんですかと聞いているんですけど。他の複合的な施策を立ち上げて、複合的にやっていくんですというのは、分かりますけども、だったらそれだって数値目標を立てて、実質的に0にしていくためにはどうしないといけないのかということ、もうちょっと真剣に議論しないといけないね。

数値目標を達成するための数値目標だったら要らないと思います。

実質的に待機児童と言ってもいろいろな指標があって、恐らく国が決めた待機児童というものはこういうものですよというものがあるんだろうと思うんですけど、それが0にならなくても、実質的にどこかに預けられて、これは親御さん、おじいちゃんおばあちゃんでもいいし、例えば認可外の保育所でもいいし、今だったら事業所内保育所というのもありますよね、そういう所に預けた場合は待機児童としてのカウント数から除外されるというか減るわけではないんですよ。そういうところも全部含めて、名目値はまだ待機児童0にはなっていないけれども、実質はほぼ0に近付いていますというようなものを目指すべきではないかなと思います。それが県民の皆さん方の幸せにつながることであり、できたらそういうものを、徳島県の行動計画と言っても全国的に国が作れと言って作っているものなんじゃないかなと思います。徳島県独自で作ってもいいのではないかなと思います。そういう指標をややもすると、そういう数値目標は、立てた時に、とにかくその数値目標を達成するためにどうしたらいいのかと、取りあえず数字合わせだけしてたらいいと、実質の状況は全然変わっていないのに数値だけ減るとか増えるとかということが、大体起こってしまう。行動計画の数字を見て、できていないのではないと言われるので。そういうことがないように、

実質的に本当に県民の皆さん方が、例えば待機児童の話だったら、どこかには預けて働きに行きたい人は働きに行くとか、正直なところ、入れても入れなくてもいいけれど、取りあえず出しておこうとか、そういう人もいらっしゃるのだと思います。ここじゃないと行きたくないとかね、そういう方というのは、まだゆとりがあるんだろうと思うんですよ。切羽詰まっていない。どこかにとにかく預けて働きに行かないといけないという状況ではないと思うので、そういう方々に関してはなかなか0にしていくのは難しいでしょうけれども、せめてどうしても働きに出ないといけない方がしっかりと子供を預けられるような体制作りができたとか、そういうことを目指していただきたい。それをできたらせつかく知事さんもずっとオンリーワン、オンリーワン言っているのですから、徳島のオンリーワンの指標として、実質の数を把握して実質の対応ができるようなしっかりとした行動計画に載せるのか、また待機児童0の新しい何かを作るのか、それはいろいろ考え方はあるでしょうけれども、そういう実質的に実効性のある数値目標であったり計画をしっかりと立てていただくような事をしていただきたいと思いますと思うのですが、御所見はいかがでしょう。

中川次世代育成・青少年課長

今、岡委員のほうから、名目的な待機児童ということではなくて、実際に困っている、預けられないから働けないという方がいなくなるようにということで、御提案を頂いております。正に我々が進めている施策というのはそういうことでありまして、名目的な数値というのは先ほど岡委員がおっしゃったように、個人の希望によってある特定の施設を待っているような場合でも、それに正当な理由があるということになりますと、その人は待機児童としてカウントされたり、あるいは今企業主導型保育事業というのは国を挙げて進めておりますけれども、そういった所に入って実際には働いているという状況にあったとしても、やはりそれは統計上の処理的には実態とは異なっているという状況も実際のところはあるのかと思います。ただ我々としては、岡委員がおっしゃるように実際に徳島で子育てをしながら働いていける、そういった環境を整えていくために施設の整備をしたり、あるいは保育人材の確保等を総合的に進めているところでございますので、今進めております行動計画におきましても、そういった徳島での子育て環境の整備というような大きな目標に向けて、様々な施策を位置付けて推進しているということで、その方向性としては岡委員のおっしゃっていただいたような方向で現在も進めていっておりますし、これからも引き続きそういう方向で進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

岡委員

最初にそうやって答弁してもらったら、こんなに長々としゃべることではなかったんですけども。実質、名目値は別に構いません。正直言って。実質値をしっかりと把握して本当に適切な手が打っているのかということをしつかりと進めていただきたいなと思います。

あと、これは答弁はいりませんが、スポーツ王国の推進計画にしたって、計画は御立派だと思いますけれども、実質どうなっていくのか中身の問題だろうと思います。スポーツをやられている学生さんとかいろいろな問題を抱えている方、たくさんお声を聞い

ております。こういう計画を立てる時は、本当に実際に数値が上がっていったりとか、本当にスポーツをされている方、他にもいろいろな計画がありますけれども、その方々がちょっとでも良くなったなど実感していただけるためにはどうしたらよいか、数値目標を立てるのも、立てやすいものは立てたらいいですがけれども、その数値にとらわれることなく全体を見渡すような目をしっかりと持っていただきたいなと思いますので、そこは強くお願いをさせていただいて、ちょっと長くなりましたけど終わりたいと思います。

岩佐委員

ちょうど岡委員のほうからも、いろいろ子育ての話が出て、それにつながるのかなというふうな、特に子育ての支援、特にその切れ目ない支援というようなことで、ちょっと質問をさせていただきたいなと思います。

今日も阿南のほうで、かなり大雨が降りまして警報が出たということで、うちも子供が小学校、中学校が臨時休校になりました。まだ私の家ではじいちゃんばあちゃんがいるので、子供を預けることができるんですけども、多分、困った家庭の方というのかなりいると思うんです。

特に今、核家族化であったりとか共働きということで、その需要というのも多様にわたっているとは思いますが。また、それに対して県のほうでも多分いろいろな政策をしてはきているんですけども、それがやっぱりいろいろありすぎて、私自身もどんな支援があるのかなというのが正直分かってないところもあります。そこで今の待機児童の話にしてもそうですが、やはり窓口というのが一つ要るのかなと。これは取組としては市町村がやることではあるかと思うんですけども、特に今、ワンストップ窓口ということで子育て世代の包括支援ということと家庭教育支援という二つに分かれるかと思うんです。これについてちょっと質問をしたいと思います。

まず産前産後から就学前の子育て期を切れ目なく支援する子育て世代包括支援センターというのがあります。このセンターというのは当然その市町村が取り組むものであって、いろいろな関係機関にバラバラになっていた支援策というのをつないでいく役割であって、連絡調整を行って、保護者、親の状況というのを継続的に把握をして切れ目なく支援をしていくというものであります。昨年の総務委員会であったり、この次世代人材育成・少子高齢化対策委員会の中でも出たと思うんですけど、いわゆるこれを日本版ネウボラという言い方をします。私も最近知ったんですけども、この日本版ネウボラというのを一応平成29年4月に包括支援センターを法定化して、平成32年までに全国展開を目指す、その努力義務であるというようなふうな位置付けられて、今現在296の市町村で設置をされていると聞いています。県としてこの日本版ネウボラというものに対する認識であったり、県内の今この包括支援センターの設置状況、またそれに対する県の取組についてまずお聞きしたいと思います。

藤井健康増進課長

ただいま岩佐委員から子育て世代包括支援センターに関する、県の認識ですとか設置状況についての御質問を頂きました。先ほどネウボラという言葉もあったんですが、これはフィンランドにおける言葉でございまして、妊娠期から出産、子供の修学期前までの間の

母子とその家族を支援する目的で自治体が設置しているというふうな拠点を指すもので、このネウボラの日本版に相当するものが、本年度に母子保健法の改正によりまして法定化されました子育て世代包括支援センターでございます。

先ほど委員からお話のあったとおりになるんですけれども、この子育て世代包括支援センターの目的としては、妊産婦及び乳幼児の実情を把握して、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じることですとか、個々の支援プランを策定すとか、あるいは地域の保健、医療又は福祉に関する機関との連絡調整とか、母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供するといったことによりまして、地域の特性に応じた、妊産期から子育て期に渡る切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とするものということです。先ほど委員からのお話にありましたように、国のほうとしては平成32年度末までに全国展開を目指すということで、現在、県内の市町村では、鳴門市に設置されております。今後、各市町村のほうにおいて設置を進めていきたいと思っておるんですけれども、それに対して県といたしましては、各市町村が同センターを設置する場合の、例えば運営事務費であるとか人件費、あるいは開設の場合の準備費というものにつきまして、国の交付金がございますので、このルールに従いまして一定の財源負担を行うこと、あるいは子育て世代包括支援センターに関する講演会もこの夏に開催いたしまして、各市町村の担当者に出席していただきまして、他県の先進県の取組事例なども御紹介させていただき、各市町村における設置に向けた支援をしているところでございます。

岩佐委員

まだ県内においては鳴門市だけしかないということでありまして。やっていることは、もともとそれぞれの内容、支援の内容であったり、業務の内容というのは基本的に多分何も変わらないと。ただその窓口としての、まずそこへ相談に行くというような話というように聞いています。また東京のほうでは、まずそこに相談に行くことによって、商品券であったりとか、病児・病後児保育とかで使えるいろいろなチケットをまず最初に相談に行った時点、まあ相談にきてもらうという名目だと思っておりますけれども、そこでそういうチケットを配布をして、まず相談して継続的に話をして、保護者であったり子供たちの状況をずっと見守っていくという話だと聞いています。まだまだ県内では1か所ということで、今、セミナーであったりとか、当然県としての役割としてはそういう人材を育成していくことが重要だと思っております。先ほど、ちょっと財政的な支援という話があったんですが、具体的に例えばこのセンターを設置するに当たっての財政的な支援というのをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

藤井健康増進課長

岩佐委員から子育て世代包括支援センターに係る財政的な支援の内容ということで、まずこれは県民環境部の所管にはなるんですけれども、子ども・子育て支援交付金というのがございます。その中でこのセンターの運営に当たって、例えば事務費、人件費、委託料という形で、このセンターを設置して専門的な相談をワンストップで受けようとする、職种的に保健師さんであるとか助産師さんであるとか、そういった専門職の職員が必要となってきます。こういった専門職員を配置した場合の経費ということで、この交付金

の中で国、県、市町村、各3分の1ずつで一定の助成を行うというもの。あるいは、このセンターの開設に当たって施設の改修費、開設の準備費ということになりますが、こういったもので1か所当たり定額の助成ということで、これが国、県、市町村、これも各3分の1という、子ども・子育て支援交付金に係る助成の内容としてはそういったものになります。

あと当保健福祉部所管の母子保健衛生費国庫補助金の中では、センター開設の前段階の準備の段階で、準備員の雇上げですとか、あるいは関係機関の協議会を開催する場合に係る事務費とか人件費ということで、これは県というよりは国と市町村での2分の1ずつという助成になるんですけれども、こういった予算がございます。

岩佐委員

そういった助成等もあるので、しっかりとこれから県下に広めていっていただきたいと思います。いろいろな所でこの日本版ネウボラ、地域版のネウボラというものが広がりつつあるのかなど。埼玉県の和光市でも取組がありますし、広島県においては県自体が広島版のネウボラということで推進をしているというふうに聞いております。国に対しても支援センターの機能の拡充であったりとか、専門職員を今出生数が多分90人に一人ぐらいの割合を専門員というふうに充てているんですけれども、それを出生数の50人に一人が専門員ということも国に対しても提言をして、多分県として取り組んでいると思うんです。先ほどの話じゃないですけども、子育てしやすい環境を目指している本県として、今後このネウボラというのを例えば全県下に広げていく、先ほどもあったんですけども、もう一度、今後の取組に対してどのように考えておりますか。

藤井健康増進課長

子育て世代包括支援センターに係る今後の取組、県としての姿勢ということで、この事業自体は先ほどから申し上げておりますように、妊娠・出産・子育て期に係るいろいろな子供さんとか、保護者の方々のいろいろな悩みとかいろいろな制度の活用とか、そういったことが本当に切れ目なく伝えられるということが最大の目標だろうと思います。それで確かに各市町村でそれぞれ母子保健事業とか、あるいは子育て支援施策というのは、こういうセンターがない所ではそれぞれの部局でやられているんだろうと思うんですけれども、そこをいかに本当に切れ目なくこれを伝えられるかということが最大の目的であろうと思います。このセンターの重要性というのは今後も我々としても各市町村に伝えてまいりたいと思っておりますし、その時に県としてどういった支援がということところは、ちょっとまだそこまで十分今お答えできる場所ではございませんけれども、切れ目ない支援が適切に行われるように、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岩佐委員

ネウボラに関してはまだまだこれからということなんですけれども、続いて、今のが産前産後から就学前ということだったんですけども、今度、就学期においては、教育委員会所管のことになるんですが、子育ての支援として家庭教育支援チームというものもあります。これも家庭や学校地域のつながりをサポートしていくというのが役割であって、文部

科学省自体もこの家庭教育支援チームというのを推奨しております。今後、拡充が求められているというふうに聞いております。保護者への情報とか、学びの場の提供であったり、家庭と地域のつながりを提供する。

あともう一つ、この家庭教育支援チームの大きなところというのが、訪問型、アウトリーチ型で家庭教育を支援していくという定義があります。これもいろいろなやり方があると思うんですけども、家庭教育に関心の低い層への訪問支援をする、というような定義でもあるんですけども、今県内への設置状況について、まずお伺いいたします。

阿部生涯学習課長

ただいま、岩佐委員から、家庭教育支援チームについての御質問を頂きました。子育て支援につきましては、特に家庭における相談事につきまして、教育委員会といたしましても重要であると考えておりまして、いじめや不登校をはじめとした教育相談に各所属が取り組んでおります。

家庭教育支援チームは、身近な地域で子育て等の相談に乗ったり、地域の情報などを提供したりするということで、教員や保育士のOBなどが相談を受け付けまして、相談内容に応じて専門機関や、また専門職の方々への橋渡しをさせていただいております。

家庭教育支援チームにおきましては、市町村が主体となって行うものでございまして、現在、徳島県におきましては、阿南市と上板町において教育に関することを中心とした子育てに関する相談窓口として、関係機関との連携に努めているところでございます。

アウトリーチとして実践している所は、上板町でございまして、希望がある御家庭には専門員と共に、御家庭のほうに出向きまして、それぞれの相談に応じるということになってございます。現状としては、そのようなことになっております。

岩佐委員

まだ2か所であって、特に訪問型ができてるのは上板町のみということであります。これもいろいろな先進事例というのがありまして、当然市町村の規模によってもその形は違うと思うんですけども、聞いたところによりますと、和歌山県の湯浅町という所で、人口が少ないことで、完全にもう全戸訪問をしているというふうな事例もありますし、ある程度大きい市になると、不登校であったり、非行の児童、その家をターゲット的に訪問しているという事例もあったり、また大きな、大阪府の大東市では、小1と中1という形での全戸訪問というのをやっているというような話を聞きました。それによって継続的に子供であったり、保護者の抱えている問題というのをしっかりつないでいくというのが可能になっているのかなと思っております。先ほどのネウボラと同じで、この家庭教育支援についても、県としては、やはり、前の6月の私の一般質問とかでもさせてもらったんですけども、スクールカウンセラーの充実であったりとか、そのつなぎ役である専門医の育成というのが県の仕事にはなるのかなとは思いますが、この家庭教育支援チームについても、今後全県にどのように広げていこうと考えているのかということについて、お伺いいたします。

阿部生涯学習課長

委員おっしゃるとおり、家庭教育といいますか、家庭に出向いて行って、いろいろな相談を受け付けるというのは大変重要なことだと感じております。市町村のほうで福祉部局でありますとか、学校のほうとの連携というのをいろいろと考えまして、相談窓口の充実とスムーズな連携につきまして、市町村教育委員会や学校と共に、今後取り組んでまいりたいと考えております。

岩佐委員

今の御答弁にもあったんですけれども、このネウボラという部分と家庭教育支援、それぞれ所管しているのが、保健福祉の部分であったり、また教育委員会の部分ということで、やはりこの小学校に入学するというと、これの壁というのが、どうしてもできてしまうんですね。今、御答弁の中でもあった、連携をしながらという形の話にはなるんでしょうけど、ネウボラという形ができて、就学前のいろいろ相談内容とかをつないでいくということは可能だと思うんですけれども、やはり、大きな壁があるのかなと思います。なかなかどちらに聞いても難しいんですよ。県においては、一応子育て全般に関しては県民環境部が持っている、でも保健福祉部の部分があったり、教育委員会が所管している部分もあるんですけれども、県民環境部としては、この就学前と就学後における壁ということについて、どのように考えて、それをどのように連携させていこうかということをお聞きします。

中川次世代育成・青少年課長

就学前と就学後の壁についてどのように考えるかというお話でございます。実際、例えば保育所につきましても、保育所に預けて働いている方が、学校に上がるとなかなか預け先がというようなことで、小1の壁ということでは、従来から言われてきているところがございます。そういった点で、我々の考えとしましては、そこが切れ目なくスムーズにサービスがつなげるようにということは大変重要なことであろうと考えております。

その一方で、厚生労働省と、それと内閣府なりと学校の関係、文部科学省というそういう部分もあるんですけれども、そこについては、連携してやっていく必要があるのではないかなというようなことは考えておりまして、実際、国においても、先ほど申し上げました、学校に上がってから行き場を失った子供たちをどうするかというようなところで、放課後児童クラブというのがございまして、一方で文部科学省の所管である、放課後子供教室というふうなものもございまして、そういったものが、サービスを受ける側にとっては、特に意識することなく、一体的に扱えるようにということで、連携をしながら進めているようなところもございまして、そういったことで、小1の壁ということが、できるだけないように継続してサービスが受けられ、あるいは必要なサービスについての情報の提供が受けられるということが大変重要なのかなと思っております。

そこで、基本的にはやっぱり市町村がということにはなっただろうかと思うのですが、市町村のほうで、地域子育て支援拠点事業ということにも取り組んでおりまして、そういった中で、シームレスなサービス情報等について、提供していただけるように我々としても助言援助を行っていくということが必要かなと思っております。

あと一方で、行政のそういう窓口というのも当然ございますけれども、民間のNPO等

で、子育て支援の団体等も県内各地にございまして、そういった所では、今申し上げましたような行政的な様々なサービスについての情報が提供されているところをございます。民間については、そういう国の縦割りのなところをございませぬので、そういった所で積極的に切れ目のないサービス情報等が提供でき、支援が行われるのではないかと考えております。子育て支援団体につきましては、そういった子育て支援団体を支援する組織、子育て総合支援センターみらいというのを県において設置してございまして、そういう所が中心になって、県内の子育て団体のネットワークを構築しているところをございまして、そういったネットワークの中で、切れ目のない情報提供を、市町村等の情報が提供できるように、これからも取り組んでまいりたいと、このように考えているところをございます。

岩佐委員

民間であれば、縦割りがないので、それを支援していくという話もあつたのですけれども、先ほどの岡委員さんの話じゃないのですけれども、知事がいろいろオンリーワンというような形で考えられている、また子育てするなら徳島プロジェクトというようなこともいろいろ掲げているというふうな中で、やはり文部科学省と厚生労働省とかといった壁というのを徳島から壊していく。難しいとは思ふのですけれども、そのつながりというところを穴を開けていく役割というのでこれからネウボラという部分と、教育支援のチームというのを両方作っていく。これから県内に普及させていく段階で、間を取り持ってくれる人というか、専門員というのですかね、というのを配置すればという話もあります。いろいろな関係機関につなげる、まあ言えばコンシェルジュの役割をする人を、子ども・子育て支援のほうにも、また、家庭教育支援のほうにも、入ってもらうことで、それがつなぎ目のない壁を超える役割としてなるのかなというふうにも、個人的にはいろいろ考えているんです。子育てしやすい、特にもう人口減少が激しいわけですから、切れ目のない支援というのをこれから考えていくうえで、全国に先駆けたような、壁を越えられるような、そういう支援というのを今後考えていっていただきたいと思ふのですけれども、まあ、答えはないでしょうけれども、いかがでしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

先ほども申し上げましたとおり、小1の壁と言われておりますけれども、そういった切れ目のないサービスの提供、あるいはそのサービスの提供に関する情報ということが、子育て世代にとっては大変重要であると考えておりますので、そういったところで十分に連携を図りながら、適切な情報が適切に提供されまして、必要なサービスがきちんと受けられるような仕組みを作っていく必要があるのではないかと考えております。引き続きそういった視点で施策を進めてまいりたいと考えております。

岩佐委員

これからはしっかりと取り組んでいただいて、特に市町村での取組なんですけれども、それを支援するということで、当然充実している所と、後からできた所とかいろいろあると思います。徳島県内での人口の取り合いじゃなくて、やはり、他県、本当言えば日本全体だと思ふのですけれども、徳島県内の取り合いじゃなくて、他県から例えば徳島にきても

らって、そこで子育て、徳島だったら安心してという相談体制があるから、子育てしようかというふうに思ってもらえるように、そこから内発的に自然増につながるような取組というんですかね、見本をこれから他の個別の事業等も含めて、こういった相談体制の拡充というのをできるように要望して、長くなりましたが、終わります。

川端委員

それでは、私から徳島新聞に出ておりました、「テレビ会議で他校と授業」という、そういうふうな見出しでありまして、これについて県の取組の状況について教えていただきたいと思えます。

この記事を見ますと、2015年から3年かけて山城町の二つの小学校では、試験的に行っているということですね。どんな授業かということ、二つのクラスを、それも、学校の違う二つのクラスで、離れた学校と一つの教育を行うというようなそんな方針であります。実施したところ、教員の8割強から授業に役立つと言って、評価する意見が寄せられているというそんな記事であります。

これの対象となるクラスは、児童生徒数が5人以下のクラスということで、こういった5人以下のクラスが全国で1,900学校もあると。そういった1,900校にこれからテレビ会議での施設を整備していくというような記事であります。

そこでお尋ねしたいと思えますけど、学校の違ったクラスをテレビでつないで、そして授業をする方法もあれば、複式学級と言いまして、学年の違う子供たちを一つのクラスにして、そして、先生の配置が一人の場合も二人もあるんでしょうけれども、そういった教育の仕方もあるということですが、県の教育委員会としては、これまでのそういった複式はやめていって、そしてこういうふうなテレビ会議で同じ学年が、勉強をするという方向に行くのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

後藤学校教育課長

川端委員さんから、テレビ会議システムを使った授業の展開を今後進めていくのかどうかというような御質問でございました。県内では先ほど、委員からもお話がありましたように、国の指定事業として、三好市内で3校が、また県のチェーンスクールの事業の一環として、椿町中学校を中心とした地区でもテレビ会議システムを使った授業の展開ということが進められております。複式学級との比較になるかもしれませんが、そのテレビ会議システムを使った授業展開、まだ研究段階なんですけれども、そのメリットというのはやはり他校の生徒との交流があるということで、特に話し合いを、意見を交換するような活動とか、教員の研修等にも活用されております。

複式学級になりますと、どうしても同じ学校の中での授業という、また、それはそれで非常に親密な関係の中での授業ということで、メリットもあると思えます。そのようなことを比較しながら、今後どうしても地域では小規模化が進んでまいりますので、どのような授業展開が効果的なのか、そういうことを今後とも検証してまいりたいと考えております。

川端委員

私個人としては、複式学級というのは同じ先生が教えるんですけれども、この遠隔のクラスと一つのクラスとして勉強する時はそれぞれに先生がいるんですね。ですから、生徒さんから見たら、テレビの中の先生と目の前にいる先生、二人の先生の言っていることを受け取って、そして勉強するスタイルだと思うんですね。ですから、この新たなテレビ会議システムでの、遠隔のクラスと一緒になるっていうのは、もう一つ私にとってはピンとこないんですけれども、そのあたりはどうでしょうね。生徒さんは戸惑いが起こりませんか。

後藤学校教育課長

確かにそれぞれの場所に、先生がいてということなんですけれども、例えば、算数とか数学について、非常に授業の工夫をされている先生が一斉に授業をするとか、そういうふうな場合も考えられますし、それから、特に効果が上がっているのが、先ほども申し上げましたけれども、話合いの活動、いつも決まった少人数の中では、なかなか多様な意見が交換できないということで、その前に2校ないし3校で、色々な意見を交換するというふうなところで効果があると聞いておりますので、やはり生徒が混乱というか困らないように、今後ともどういう授業が遠隔授業として効果的なのか、検証を進めてまいりたいと考えております。

川端委員

生徒が混乱しないようにということで、それにはやはりルールが大事かと思えます。ですから、遠隔の二人の先生の間でのルールとか、役割分担、そういったものを十分に研究して、将来の新たな教育のシステムということで、発展させていただきたいと思えます。

丸若委員

まず一つは、先ほど岡委員が言われた託児所のことについてお聞きしたいんですけれども、前回かな、前々回かな、達田委員さんたちが、4月の時点での待機児童と10月のですかね、どのくらい違うのですかという話があったんですけれども、私は不勉強でそのことはあんまり知らなかったですけど、先ほど言っていた市町村や県が計画を立てる時はどちらを基準としてやっているかまずちょっと教えてください。

中川次世代育成・青少年課長

計画を立てる時にどの時点の数を基準ということで、基本的には、年の最初の4月に保育所に入所されるので、その年の4月にどれだけの見込み量が必要かということ由市町村のほうで算出した上で、事業計画、どれだけ整備していくかというような計画を立てているということでございます。

丸若委員

そうだろうと思うんですが、やっぱり先ほどから何か話を聞いていても、私自身はちょっと靴の上からかゆい所をかくような感じ、というのが、どうしても事業自体が市町村ということ、そしてまとめていって方針を立てるとというのが県ということだし、こんなこと

たくさんあるんですよ。ですから、前のいつかの委員会にも言ったんですけども、県の役割、市町村の役割、特に2000年の一括合意以降は、もう分かれてしまったんだから、いくら指導といっても、これだけ県が困っているからおたくだってしなさいなんて言えないのだから、やっぱりそこらのところをやるときに、役割分担の中で、全体はこうですよ、それでおたくはこうですよということをきちんと行っていく。それから、例えばだんだん都会は企業主導型の保育所などと言っていますよね。徳島は多分、ないんでしょうね。あるのかな。あるのか分からないけど、やっぱり僕が思うのは、県庁にしても、大きな企業の所で言ったら、職住接近というか保育と接近しているのが一番合理的だと思うから、そこらのところを指導というのをやっぱり県のほうでできるのでないかと思うんですね。そのところ、自民党の政策でも、大きな矛盾があるんですけど、女性活躍を言う、在宅介護を言う、そしてその待機児童は解消しないと言ったら、どうしたらいいのかという話になってくるわけやね。現実問題としてはそこらのところを整理していかないといけない、これは政治の役割ということもあるけれども、行政のほうもやっぱり、全体的な情報を流して行って、それぞれの市町村の役割の中で、どうしていったら徳島県としていい方向へいくかということで、是非、それこそ県主導でお願いしたいということ。

それと、ここ少子高齢化対策の委員会なんですけど、いわゆる不妊の助成事業についてちょっとお伺いしたいと思います。このとり応援事業があるようですけれども、これ概略だけ教えてください。

藤井健康増進課長

ただいま、丸若委員から不妊治療費助成事業に関する概要について御質問を頂きました。

不妊治療につきましては妊娠出産した際の本人及び御家族の方の喜びですとか、少子化への対応という視点から非常に重要なものと考えております。ただ、この不妊治療については、心理的・身体的負担に加えまして、特に体外受精でということになりますので、医療保険が適用されないということで、経済的負担も大きいということでございます。

それで県におきましては、平成16年度から、国の助成制度を活用した、このとり応援事業を創設しまして、この不妊治療に要する費用の一部を負担しているところでございます。主には、国・県で2分の1ずつ負担してということなんですけれども、体外受精に要する経費等で、年齢としてはいろいろ国のほうで検討していただいて、妻の年齢で43歳未満と、あと生涯通算で6回というふうな助成内容で、助成額につきましては、ちょっといろいろ種類があります。初回に限り30万円、あと2回目以降15万円というふうなところでございます。県におきましては、この国の制度に上乗せで助成いたしまして、例えば体外受精によって得られた胚とか、あるいは男性の不妊治療における精子の凍結保存料に対して一定の上乗せ助成をしております。また県内の各市町村におきましては、そういった国・県の制度に併せて更に上乗せということで、非常に経費のかかる治療でございますので、市町村独自に、例えば1回当たり10万円とか、これは市町村によりましては、そういった内容の助成をしているところでございます。

丸若委員

これを利用している人が、大体今のところ過去5年ぐらい、どれぐらいというのをちょ

っと教えてください。

藤井健康増進課長

不妊治療の利用の人数ということなのですが、申し訳ないですけれども、一人当たりに通算6回というふうなこともあるので、ちょっと件数で答弁させていただきますと、例えば、平成24年度でしたら年間で584件、平成25年度で635件、平成26年度で724件、平成27年度で849件、平成28年度で821件と、若干減っていますけど、そういった内容になります。ただこれを実人員でいいますと、平成28年度で、初めてその年に不妊治療をされた方でしたら、大体287人という実績になっています。

丸若委員

先ほど件数だけで言ったら微増していると、去年がちょっと減っているということですかね。ただ、43歳までで6回までとかいうことですがけれども、それと、補助金が今言われた30万円、15万円で、あと、市町村が10万円ぐらい上乗せしていっても、大体いろいろ見たら、2年間ぐらいで不妊治療に幾ら要るんだと言ったら、140万円ぐらいという話のようです。私も知り合いが不妊治療をしまして、それでもうとにかく欲しいということでやったのですけれども、6回やったのですけれどもできなくて諦めたということです。その時言っていたのが、やはり、精神的なつらさもあるんだけれども、お金のほうのつらさというものもあると。ですから、これは国なんかの一つの方向性もあるんだろうけれども、少子化ということをやったとき、本当に産みたいという人が子を授かるような事業というのは大切にしていけないといけないと思います。ですから、これはいろいろ市町村のそのあたりの情報を流して行って充実して行っていただきたいと思います。

それともう一つ、これに関連して、ちょっと私以前思っていたことがあるのが、3年か4年か前のテレビ番組であったんですけど、見た方もおいでるかも分からないですけども、バレーの益子直美さんかな、それと、東尾理子さん、それと、西村知美さんと、もう一人誰かいた、不妊治療の話というのをテレビでしていたわけです。一番印象的だったのが、益子直美さんが、12歳年下の方と結婚して、40歳ぐらいで子供が欲しいと言ってもできない。それで、不妊治療に入っていった。この方がやったのは基礎体温取ってという話だったのですけれども、夫婦で話し合って、もう45歳までやってできなかったらやめようという話、基礎体温を取るのもね、とか話もあったのですけれども、その時に、その益子さんが、泣いて言ったのがあるんです。35歳までに妊娠する確率、それと生まれたけれども障がいを持って生まれてくる確率というのが、35歳でかなり変わってくるというような話をしていました。いろいろな意味で。本当に最近で言うと、高齢出産が話題になってね、42歳でも子供ができましたとか言ったりするんです。そうしたら、今医療が進んでいって、高齢でもできるんだと思って、初婚年齢もどんどん上がっていくということもあったりすると思うんです。いろいろな意味があって結婚というものがあると思うんですけれども、益子さんが泣きながら言っていたの見て思いましたのが、これはやっぱり教育の問題かなと私は思うんです。やはり、そういうふうなことを、子供たちにいわゆる、昔でいう家庭科教育というのかな、保健体育の教育か、あの時にいわゆる生理であったり、そこらのところを教えていたところもあるんだろうけれども、そこまで踏み込んでどこまでしている

のかちょっと分かりにくいところがあるんですけども、できたら是非教育委員会のほうでお伺いしたいと言いますか、そこらのところの指導と今、どういうふうになっているか分かりますか。

後藤学校教育課長

学校におきます、特に性に関する指導につきましては、心身の発達段階を踏まえ、体育、保健体育をはじめとする各教科等の指導の関連を図りながら、家庭地域と連携して、学校教育活動全体を通じて取り組んでおります。特に高等学校の保健体育では、結婚生活について、妊娠出産とそれに伴う健康課題、さらに家族計画についても学習しております。年齢によっては、妊娠出産に伴う健康問題が起こる危険性が高くなることや、年齢が高くなるにつれ、妊娠しにくくなるということなどについても学習しております。今後も、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理能力や、異性を尊重する態度の育成を図ってまいりたいと考えております。

丸若委員

これからそういうふうな、指導の時にね、僕は最近テレビなどの、NHKオンデマンドとかあのあたりのいわゆる情報を取って見せるということができると思うんですね。ですから、そういう学校において紙で授業をするのも一つですけども、やはりそういうふうな媒体を使ったものを見せるということで、本当に当事者が、同じことで悩んでいるんだと。そして、やはりいろいろ情報を与えていって、その中でどういうふうな人生を築くかというのが、その人の個ですけども、やはり、益子さんみたいに40代になって、あの時にそれ知っていたらということをするような人生だけは送らせては私はいけないと思うんです。ですから、いろいろな媒体であったり、方法でやって、とにかく後悔のないような人生にしていきたいと思っております。

全然関係ないんですけども、子宮頸がんのワクチンが一時言われましたときに、私ちょっと県の担当者の方に聞いたんです。本当に副作用はないのかと。聞いたら、そういうのは出ていませんと。出ていませんと言っても、何かと言ったら、私がよその会合行った時に、あれは絶対採用したらだめだと言う方がいる。その方が言ったのが、不妊なんです。頸がんワクチンをやった人は不妊が多いということが海外であったりしてと言う。本当かうそかわかりませんよ。その事をその時も言ったんですけど、いや大丈夫ですという話ですけど、結局今のところこういうふうな状況になっておると。ある意味、そういう意味では、広いチャンネルでいろいろな所から情報を取らないといけないと思います。

もう一点、女の子の不妊があるんですけど、男子の精子の異常って知っていますか。これ外国ではないんですね、大阪在住の男子60名ぐらい、ですから統計としては少ないんですけど、平均年齢21歳ぐらいの20代の、若い男の子の精子を取ったものの中で、精子の異常がすごいんです。正常な精子は60名のうちで2名、異常精子が58名、これちょっと分からないですよ、その中で、こういうのがちょっとあるということかも分からないし、だから、頭が多かったり、尻尾がなかったり、二つに分かれていたりということで、かなり、妊娠機会というのかな、どうも調べていったら、男のほう妊娠に向いてないというか難しいと。無精子症も僕の友達にもおりますけど。これも含めて、やはり自分の精子がこう

いうふうな異常かどうかということを知っていたら、いろいろ対応するというのも、先ほど言った少子化の対応策としては、必要なのではないか。これも私また、教育の方途と思うんですよね。その時今言っているこういうことがあるんだよということを知らしめていって、その対策をするということが必要だと思うんですけど、こういうことは御存じでしたか。精子異常、異常精子が多いというのは。

後藤学校教育課長

本当に一般的なマスコミの情報とかで、男性側の不妊症もあるんだというふうな情報は、得ておりましたが、それがどの程度、学校に、教育の中で反映されているかというのは、まだちょっと十分確認ができておりませんので、また保健体育などを中心にそういう情報も提供していけるように検討してまいりたいと思います。

丸若委員

よろしくお願ひしたいと思います。そして、僕は今の選挙になったもので、18歳成人の改正というのはちょっと遅れたということなんですけれども、主権者教育でも言ったんですけど、18歳からの選挙になったと。それで今度18歳以上が成人ですよということになった時に、高校の期間の間に、成人になるわけです。これは、地元でも18歳選挙権は早すぎるとか言っているいろいろ言う人もいたんです。私は、いや、高校で主権者教育、選挙権について教育するという事は、必ずそれが、中学校・小学校までそのことを教えるような舞台ができてくるから、そうしたら、今のいわゆる政治に無関心であったり、言いたい放題のテレビやマスコミの報道が違うということをお教えるためにはいいことだということをお思っているわけです。今回また、18歳選挙、成人になっていった時に、今言った、結婚してそして家族を構成するという事も含めての教育というのが高校でできるようになると思います。まあ精一杯していただきたいと思います。

それともう一つは、道徳の授業であります。教科から始まる。これ、点数がどうのこうのとかあるんですけども、そういうのをのけて、実際に社会を維持するためにはそういうふうな政治がどういうふうに関わっていって、それが家庭がどうだと、その地域がどう発展していくということは、やはり高校であれば、教えていく中で体系的に教えていけるのではないかとお思っておりますので、そこらのところを是非、教育長、よろしくお願ひしたいと思います。どうですか。

美馬教育長

ただいま、18歳成人に向けてということでございますけれども、今、丸若委員がおっしゃるとおりでございます。高校在籍中に成人を迎えると。そのために今、近い将来そうなるであろうということ見越して、例えば消費者教育でありましたり、様々な面からも、しっかりと成人を作っていくというような気持ちで現在、教育のほうも、教育内容についてもしっかりとしていきたいというふうに考えております。今後、成人年齢が18歳になったとしても、十分対応できるように、しっかりと教育を作って行きたいというふうに考えております。

高井副委員長

さっきの丸若委員がおっしゃったことは、本当に私も大事な課題だと思っております、やっぱり今医学も随分発達していておりますので、やはり様々な実態的な話とともに、やっぱり自分の体を大事にするという中で、若い時は気付かない、いわゆる年がいったら、妊娠しにくくなるというのも一つの老化でありますし、異常な精子が増えているという課題なども、やっぱりそれぞれに、自分の体をすごく大事にするということをきちんと教えていく中で、学校がその一つの窓口となるということはすごく大事だと思います。そういう意味では、私、学校検診に今までもいろいろな形で取り組んできまして、その件に関わることで、今日は、主には検診の課題なので、ちょうど教育委員会がこの場所には御出席ですから、主体的には保健福祉部のほうなんですけど、併せてお伺いしたいと思っております。お伺いというか、お願いというか、提案でございます。

実は、ピロリ菌、ヘリコバクターピロリが胃がんの原因の約95パーセントだというふうに言われています。ピロリ菌、1983年に発見されて、最近かなりこれの研究が進んで、胃がんの原因であるというふうに言われていまして、多くの皆さん方の中にも、ピロリ菌を除去して体調が良くなったという方も実際においでだと思いますし、事実今は、ピロリ菌感染の胃炎の関係のことは保険適用で、除菌治療ができるという体制になったということではありますが、ピロリ菌がお腹の中にいれば、その毒素で粘膜が破壊されて、炎症を引き起こして、結局萎縮性胃炎になって、潰瘍胃がんになって、それがなりやすい状態になるということが一番の胃がんの大きな原因で、今、ピロリ菌の感染者の推計が、日本の国内で3,500万人というふうに言われているようであります。

特に感染の経路と言いますか、感染する、今の研究による発見の経緯は幼少期感染が多いと。免疫の弱い10歳ぐらいまでの幼少期に感染するというふうなことらしく、成人での新規感染や除菌後の再感染というのはほとんどないというふうに言われているそうです。昔は特に、衛生状態が悪くて、上下水道が整備されてなかったために、やっぱり不衛生な水からピロリ菌に感染したという事例があり、飲んでいたそういう不衛生な水から感染したのではないかというふうに、原因の分析をされているようで、だから今の時代、大分若い世代はもう、どんどん減ってきているそうであります。しかしながら、現在その3,500万人は感染しておられる方がおられて、かつ、60代以上の世代は現在でも約50パーセントがピロリ菌に感染しているのではないかというふうな研究の結果だそうでありまして、ゆくゆくは、ピロリ菌が撲滅されることもできていくのではないかと思いますけど、しかしその過程の中で、今、60代以上の方、ちょうど正に一番多い団塊の世代の皆様方でありまして、さっきからの話のとおりアクティブシニアとして活躍をしていただいている世代だと思います。

だから子育てのほうにも応援をその世帯がしてくれておりますし、力を借りなければ私たちができないわけではありますが、それが逆にピロリ菌の感染というのは、今は水がいいので、幼少期の感染はないということになると、ほとんどが母子感染だったり、家庭内感染によるものになるそうです。つまりおじいちゃんやおばあちゃんがもしピロリ菌の保因者であって小さい赤ちゃんに移してしまう、特にお母さんから移っていく、40代もやっぱりピロリ菌感染はまだ2割以上はいるみたいですので、検査して除菌をしていかなければいけないと思うんですが、そうした現在の状況の中で、胃がんを撲滅するために、ピロリ

菌検診を中学校から始めているという事例があります。御承知かと思いますが、県内にも吉野川市がピロリ菌検診を中学校2年、3年で始めていまして、ここで発見できたら除菌につながり、将来的な胃がんのリスクがぐっと減っていくと。それと同時に小松島市も高校生ですがやっているという状況があります。まず、こうした状況について把握されてるかどうかお願いしたいと思います。

藤井健康増進課長

ただいま高井副委員長さんからピロリ菌に関する、中学校等での検査の状況について把握しているかということで、我々のほうで把握しておりますのでは、鳴門市それから今おっしゃられました小松島市、それから吉野川市、あと神山町と北島町、それぞれ学年はちょっと違いますけど、中学2、3年生とか、あるいは先ほどおっしゃられたような小松島市では16歳ということで、今年度実施しているというように把握しております。

高井副委員長

随分増えているんですね、それこそ有志の医師会の先生方が力を入れて、いろいろな協力体制を組んで進めてこられて、行政の方も、補助をスタートしているのではないかと思います、是非将来世代の正に胃がん患者の撲滅の可能性のためにも県全体としての取組を進めて行く必要があるのではないかというふうに思います。

事実、いろいろやっている体制がありますので、今日は細かいことは申し上げませんが、是非、県全体としてもできるだけ早く発見して、一次検診、尿検査、尿中抗体検査という形で、学校検診で検尿していますので、それを少し増やして、一緒に提出して検査をして発見するというあまり手間の部分でも非常に少ない、さっきの頸癌^{けい}ワクチンのようにワクチンを入れたりするようなことではなくて、今やっている検診にもう一手間掛けると、自治体がもう一手間補助するというので、一人当たり700円ぐらいでできるということで、そんなに金額的にも負担ではないですし、発見できれば将来的な本当に胃にまつわるリスクと言いますか、問題が減少される可能性も高いですので、是非これ進めていけるように検討していただきたいと思いますし、今私もいろいろな形で研究を続けながら、やっぱり徳島県内の少ない子供たちをしっかりと将来的にも守っていくということは、将来の医療費の削減にもつながっていくわけでもありますし、健康の維持だけでなく、いろいろなメリットがあるのではないかと思いますので、ちょっと研究を進めていってほしいということをお願いして質問は終わりたいと思います。

美馬教育長

ただいまピロリ菌の除去についての検診、中学生段階の検診についてということでございます。現在、今お話がありましたように幾つかの市町村のほうでも実際始めているということでございます。

もちろん、特に中学生ということになりますと、また市町村のほうとの関係でも必要になってまいります。また、今後、この検診についても、もう少しいろいろ、例えば、佐賀県など大学と一緒にやっているというようなこともお聞きしております。

こうした状況もしっかりと研究させていただいて、そしてどういうふうな形で市町村と

ともに推進できるかということを考えてまいりたいというふうに思います。

杉本委員長

他にございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(12時18分)